

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年11月16日
【会社名】	株式会社東祥
【英訳名】	TOSHO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沓名 俊裕
【本店の所在の場所】	愛知県安城市三河安城町 1 丁目16番地 5
【電話番号】	(0566) 79 - 3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 桑添 直哉
【最寄りの連絡場所】	愛知県安城市三河安城町 1 丁目16番地 5
【電話番号】	(0566) 79 - 3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 桑添 直哉
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 592,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 93,600,000円
	(注) 1 . 募集金額は、発行価額の総額であり、平成21年11月9日(月)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 . 売出金額は、売出価額の総額であり、平成21年11月9日(月)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 . 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 . 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社ジャスダック証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成21年11月16日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集（以下「一般募集」という。）にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集とは別に、平成21年11月16日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成21年11月25日(水)から平成21年11月27日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,000,000株	592,000,000	296,000,000
計（総発行株式）	1,000,000株	592,000,000	296,000,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成21年11月9日(月)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 平成21年11月30日(月) 至 平成21年12月2日(水) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成21年12月7日(月) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成21年11月25日(水)から平成21年11月27日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成21年11月24日(火)から平成21年11月27日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成21年11月25日(水)から平成21年11月27日(金)までを予定しております。

したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年11月26日(木)から平成21年11月30日(月)まで」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成21年12月3日(木)」となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

なお、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、平成21年1月5日以降当社は株券不発行会社となっておりますので、株券の交付は行われません。

(3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 刈谷支店	愛知県刈谷市東陽町二丁目18番地 1

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
東海東京証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号	500,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	400,000株	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	50,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000株	
計		1,000,000株	

(注) 当社は、上記金融商品取引業者との間で、発行価格等決定日に元引受契約を締結いたします。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
592,000,000	7,000,000	585,000,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成21年11月9日(月)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額585百万円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限88百万円と合わせ、手取概算額合計上限673百万円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

当社は『健康生活創造企業』を経営理念に、スポーツクラブ事業を中心に事業展開を行っております。

全国で36店舗運営しております「ホリデイスーツクラブ」は初心者を対象に16歳以上の大人専用の会員制スポーツクラブとして展開しており、今後も全国に向け展開してまいります。

今般の新株式発行による資金調達、営業力の強化を目的に主力事業であるスポーツクラブ事業への設備投資を行い、合わせて利益の蓄積による内部留保に加え新株式発行による株主資本の増強により中長期的な成長を実現するための財務体質を構築し、企業価値の向上を図るために行います。

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算上限額673百万円については全額スポーツクラブ事業における建物、建物付属設備、差入保証金及び新規出店に伴う広告宣伝費等に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	93,600,000	東京都中央区日本橋三丁目6番2号 東海東京証券株式会社

（注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．売出価額の総額は、平成21年11月9日(月)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自平成21年11月30日(月) 至平成21年12月2日(水) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	東海東京証券 株式会社の本 店及び全国各 支店		

（注）1．売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2．株式の受渡期日は、平成21年12月8日(火) ()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3．申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4．申込証拠金には、利息をつけません。

5．株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

なお、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、平成21年1月5日以降当社は株券不発行会社となっておりますので、株券の交付は行われません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を東海東京証券株式会社に取得させるために、当社は平成21年11月16日(月)開催の取締役会において、東海東京証券株式会社に割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成21年12月25日(金)を払込期日として行うことを決議しております(注)。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年12月18日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か、及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株発行は全く行われません。また、株式会社ジャスダック証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 東海東京証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成21年12月24日(木) |
| (6) 払込期日 | 平成21年12月25日(金) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |


2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換可能もしくは交換可能な有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社株式の発行及びストックオプションの行使による当社株式の発行または譲渡を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

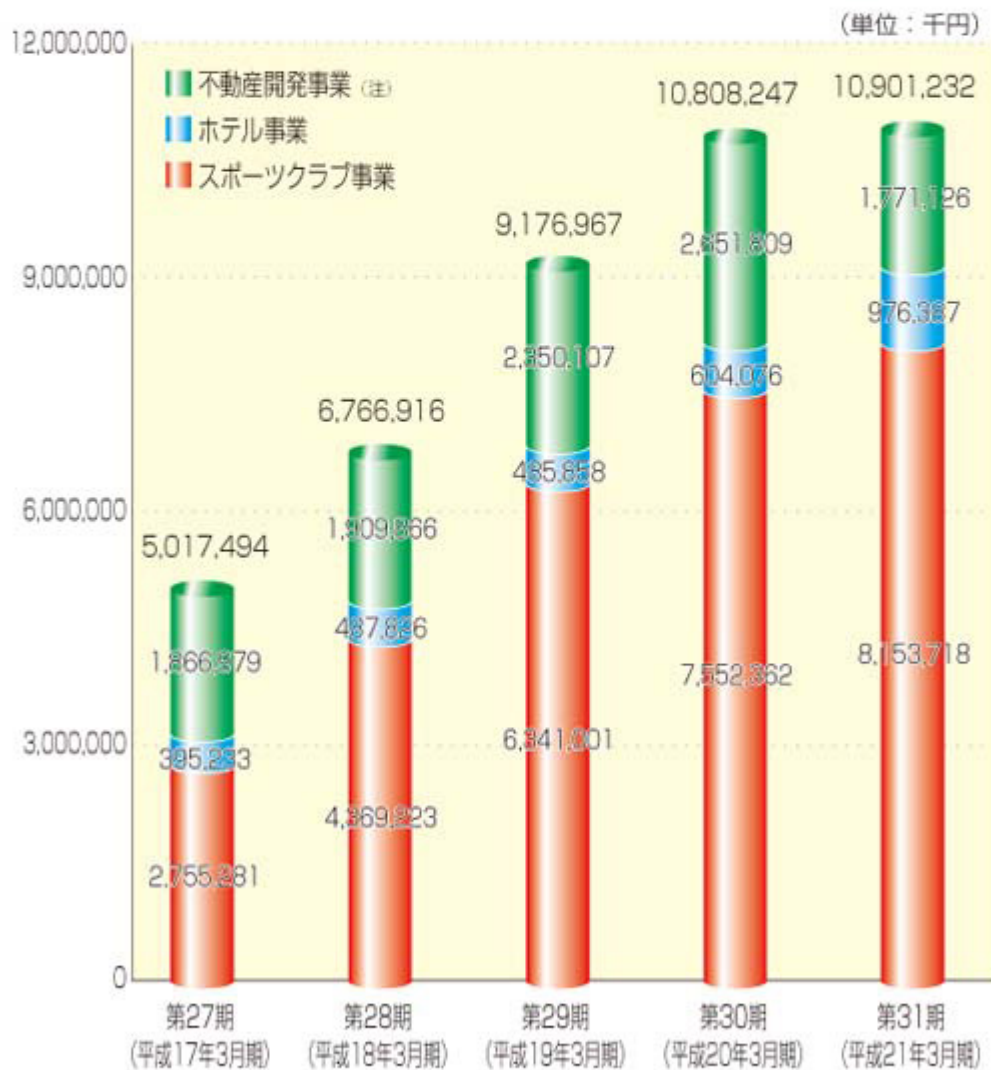
- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。
- ・表紙の次に「1．事業の概況」から「3．事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

- 本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社は、「健康」をキーワードに事業展開を行っております。「健康」な生活を創造するために当社は、「ホリデスポーツクラブ」という名称で大人だけのスポーツクラブ事業を展開するほか、「ABホテル」という名称でホテル事業を運営しており、「A・City」という名称で自社所有の賃貸マンションを運営しております。

最近5事業年度の事業別売上高の推移は次のとおりであります。



(注) 不動産開発事業につきましては、賃貸事業を廃止し賃貸事業が中核となったため、平成21年4月1日より不動産事業と名称変更しております。

2 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

提出会社の経営指標等

回 次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決 算 年 月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売 上 高 (千円)	5,017,494	6,766,916	9,176,967	10,808,247	10,901,232
経 常 利 益 (千円)	674,318	912,899	1,423,775	1,603,923	1,954,867
当 期 純 利 益 (千円)	391,529	519,689	803,334	885,898	1,087,902
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資 本 金 (千円)	237,300	241,714	241,714	241,714	241,714
発 行 済 株 式 総 数 (株)	7,848,000	10,388,400	13,712,688	16,592,351	16,592,351
純 資 産 額 (千円)	2,358,969	2,821,369	3,492,413	4,159,378	5,047,932
総 資 産 額 (千円)	11,656,354	17,077,060	21,655,535	24,901,265	26,191,533
1株当たり純資産額 (円)	297.46	269.07	254.76	252.57	304.20
1株当たり配当額 (円)	10	10	10	12	10
(うち1株当たり中間配当額)	(5)	(-)	(-)	(-)	(5)
1株当たり当期純利益 (円)	46.77	47.58	58.59	53.57	65.82
潜在株式調整後1株当たり 当 期 純 利 益 (円)	46.71	47.56	58.59	-	-
自 己 資 本 比 率 (%)	20.2	16.5	16.1	16.7	19.3
自 己 資 本 利 益 率 (%)	17.5	20.1	23.0	23.2	23.6
株 価 収 益 率 (%)	15.8	37.8	24.6	13.8	7.0
配 当 性 向 (%)	21.4	21.0	17.1	22.4	15.2
営 業 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (千円)	505,909	1,535,160	1,568,065	2,116,187	2,658,937
投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (千円)	△2,583,041	△5,783,158	△4,718,106	△5,239,608	△1,956,181
財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (千円)	2,402,770	4,492,624	3,230,257	2,535,373	100,832
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,164,054	1,408,680	1,488,897	900,849	1,704,438
従 業 員 数 (名)	70	91	125	152	162
(外、平均臨時雇用者数)	(277)	(287)	(396)	(442)	(401)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用会社を有していないため記載しておりません。

4. 平成17年5月20日付をもって、株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。

5. 平成17年11月18日付をもって、株式1株につき1.2株の株式分割を行っております。

6. 平成18年4月1日付をもって、株式1株につき1.2株の株式分割を行っております。

7. 平成18年10月1日付をもって、株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。

8. 平成19年4月1日付をもって、株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。

9. 平成19年10月1日付をもって、株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。

10. 株式分割が行われた場合の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

11. 第30期及び第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している株式が存在しないため記載しておりません。

12. 第30期の1株当たり配当額には、創立30周年記念配当2円を含んでおります。

● 売上高



● 経常利益



● 当期純利益



● 総資産額／純資産額



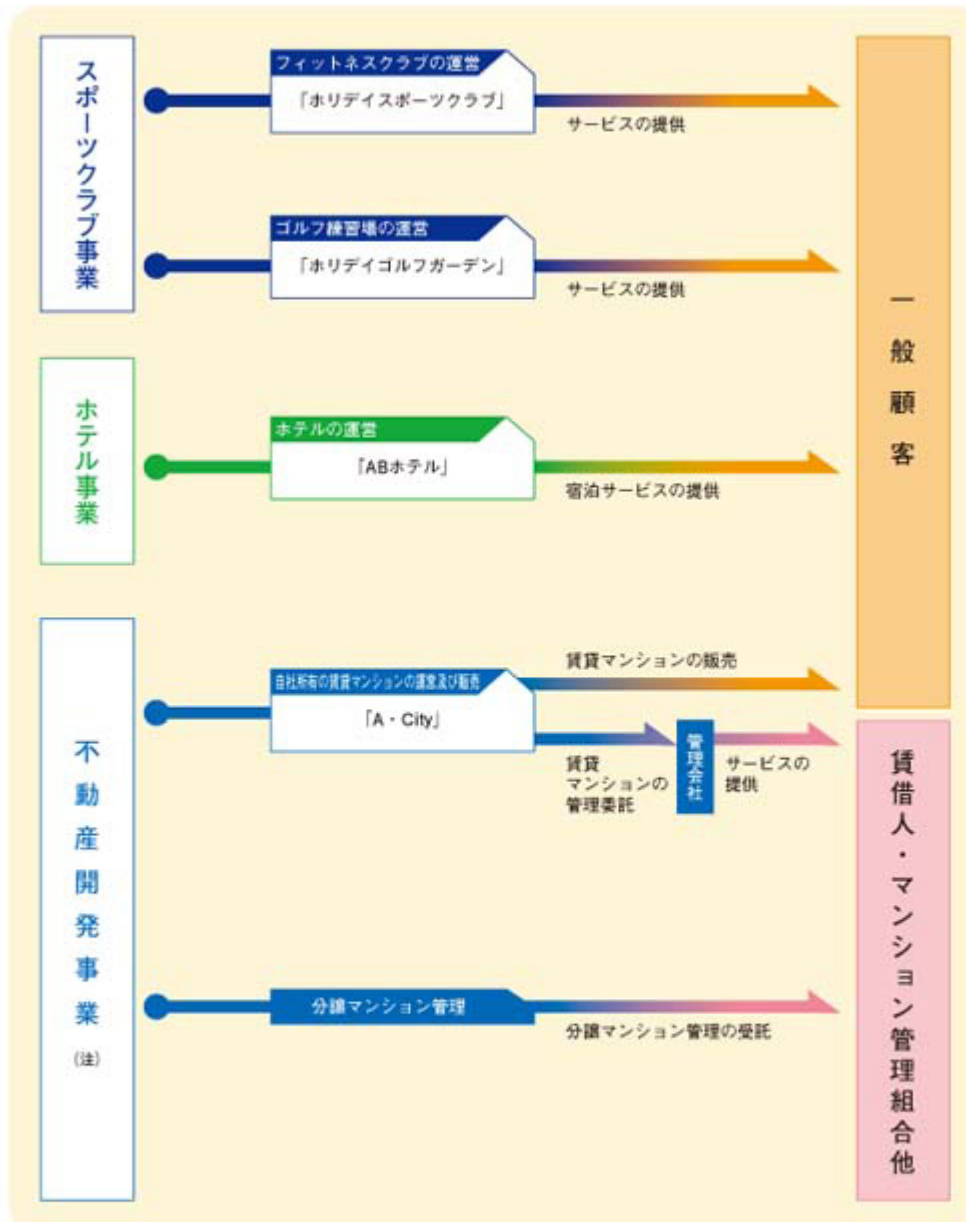
● 1株当たり純資産額



● 1株当たり当期純利益



3 事業の内容



(注) 不動産開発事業につきましては、請負事業を廃止し賃貸事業が中核となったため、平成21年4月1日より不動産事業と名称変更しております。

① スポーツクラブ事業

当事業は、郊外立地型のスポーツクラブを「ホリデイスportsクラブ」という名称で、全国で35店舗を運営しております。

16歳以上の大人に特化した会員制スポーツクラブとして、「大人の健康」をキーワードに「遊ぶ・楽しむ・フィットネス」を基本コンセプトとして、地域の皆様の健康づくりやリラクゼーションの場所を提供しております。

当社の施設は、ジュニア用スイミングスクールを併設しないことにより、大人専用の広い施設とし、週100本以上ある誰でも楽しめるエクササイズを月会費のみで利用することができます。また地域の特性、会員のニーズに合わせ深夜24時までの営業（一部店舗を除く）、リラクゼーション施設の充実、グループ会員制の導入を図り、差別化により地域一番店を目指し、会員確保に努めております。

また、「ホリデイゴルフガーデン」という名称で、愛知県安城市内において2店舗のゴルフ練習場を運営しております。



Gym ジム



Pool プール



Studio スタジオ



Relax リラクゼーション



② ホテル事業

当事業は、「ABホテル」の名称でJR三河安城駅前に3店舗、豊田市と岡崎市に各1店舗の合計5店舗を運営しております。「ビジネスホテルより快適に、シティホテルよりリーズナブルに」をキーワードに忙しいビジネスシーンや、アクティブな観光を快適にサポートするくつろぎ空間を提供し、お客様のニーズに着実にお応えする細やかなサービスを行っております。



<平成21年3月末>
5店舗体制
愛知県 5店舗
・安城市 3店舗
・豊田市 1店舗
・岡崎市 1店舗

③ 不動産開発事業

当事業は、「A・City」等の名称で愛知県内に賃貸マンションを47棟1,913室所有しております。

「A・City」シリーズは、当社が地主様より土地を購入若しくは賃借し、建築及び運営までを行う賃貸マンションです。高品質でハイセンスな重厚感あふれる設計を賃貸マンションで採用、当社独自のノウハウにより安定した収益性を実現し、地主様も土地を貸すだけで長期安定収入が得られる土地活用です。

また、その他分譲マンションの管理業務等を行っております。

なお、不動産開発事業につきましては、請負事業を廃止し賃貸事業が中核となったため、平成21年4月1日より不動産事業と名称変更しております。

A・City



東祥ビルⅡ（ABホテル新館との複合開発）



A・City



A・City

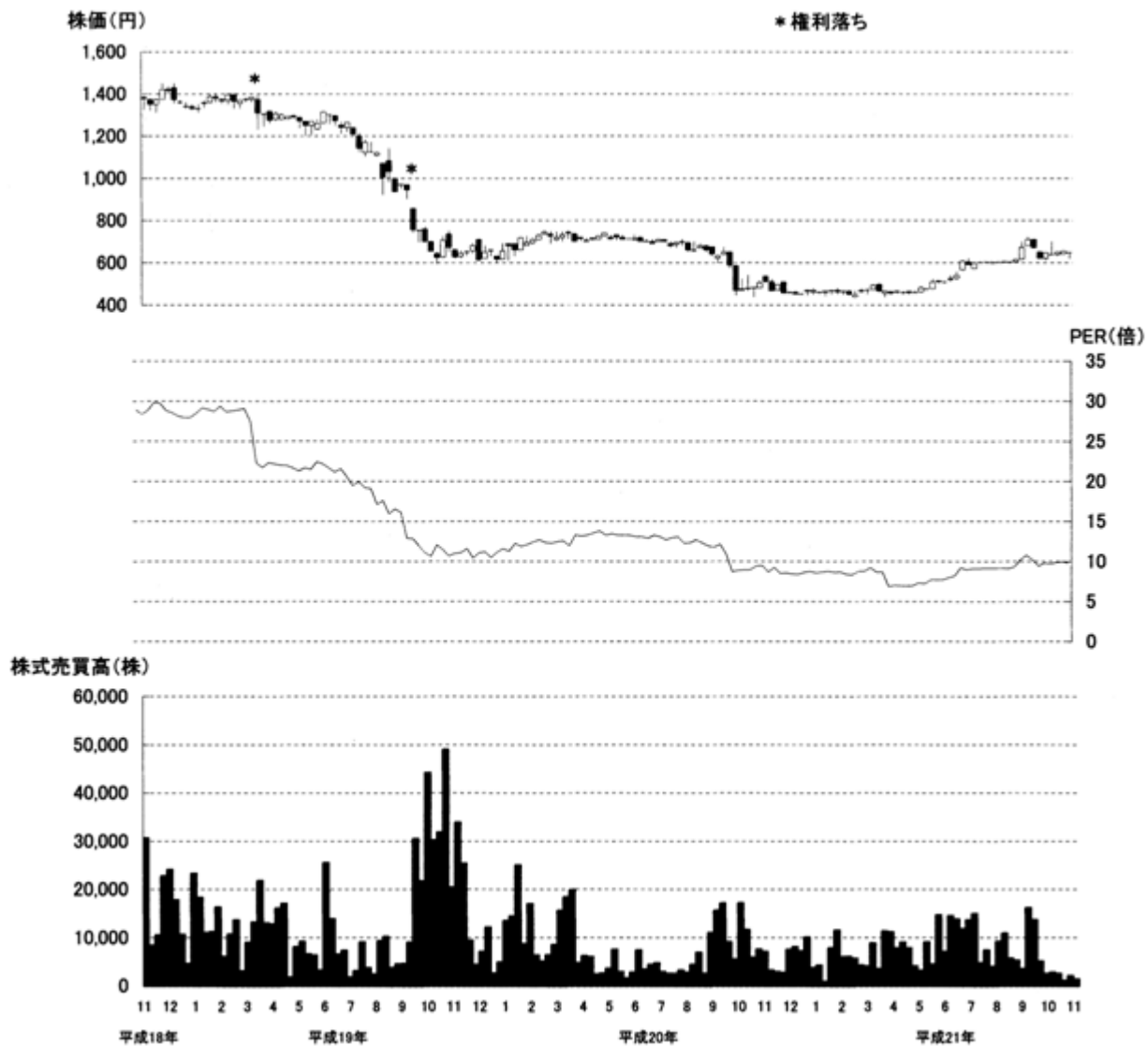


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 株価、P E R 及び株式売買高の推移

平成18年11月13日から平成21年11月6日までの株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 . ・ 株価のグラフ中の一本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成18年11月13日から平成19年3月31日については、平成18年3月期有価証券報告書の平成18年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成19年4月1日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の平成19年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の平成20年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成21年4月1日から平成21年11月6日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 大量保有報告書等の提出状況

平成21年5月16日から平成21年11月9日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第31期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年11月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成21年11月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

第四部 組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」及び四半期報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況」は、平成21年11月16日現在次のとおり変更しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	事業の種類	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ホリデイスポーツクラブ旭川 (北海道旭川市)	スポーツ クラブ事業	スポーツ クラブ施設	400,000	194,399	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成21年3 月	平成22年2 月	会員数 2,700名
ホリデイスポーツクラブ札幌 (北海道札幌市)	スポーツ クラブ事業	スポーツ クラブ施設	400,000	-	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成22年4 月	平成22年12 月	会員数 2,500名
A B ホテル太田 (群馬県太田市)	ホテル事業	ホテル施設	400,000	9,761	銀行借入及 びリース	平成20年8 月	平成22年3 月	客室数 117室
A B ホテル伊勢崎 (群馬県伊勢崎市)	ホテル事業	ホテル施設	400,000	10,040	銀行借入及 びリース	平成20年12 月	平成22年3 月	客室数 117室

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月18日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第31期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年8月28日 東海財務局長に提出
四半期報告書	(第32期 第2四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月5日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月19日

株式会社東祥
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 和 憲 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 宏 一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 久 野 誠 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東祥の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月5日

株式会社東祥
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山内和雄印指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎宏一印指定社員
業務執行社員 公認会計士 久野誠一印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第31期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東祥の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月17日

株式会社東祥
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山内和雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎宏一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 久野誠一 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東祥の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東祥の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社東祥が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月5日

株式会社東祥
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山内和雄印指定社員
業務執行社員 公認会計士 久野誠一印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第32期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東祥の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。